

# 「子ども食堂」応援プロジェクト ～貧困の子どもたちに温かいごはんを～ 実施要項

## 1 趣旨

子どもの将来が、その生まれ育った家庭の事情等に左右されることなく、子どもの将来を輝かしいものとするため、地域における子どもの支援活動である「子ども食堂」の立上げ（開設）に必要な経費の一部を補助することにより、県内に広く事業が展開されることを支援し、子どもの健全な育成に資する。

なお、本実施要項は、健康福祉部補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 2 目的

- (1) 経済的な理由等により、食事が十分にとれない子どもの人数を減少させる。
- (2) 子どもに、皆と一緒に食事をすることの喜びや楽しさを体験させる。
- (3) 子ども同志やボランティア等との交流を通じ、地域との繋がりを深める。
- (4) 子どもと親が食の重要性を認識することにより、家庭の食生活の改善に資する。

## 3 補助対象団体

兵庫県内において、これから「子ども食堂」を開設する団体（法人格の有無は問わない）。

※従って、すでに「子ども食堂」を開設している場合は、補助対象外となる。

なお、他の地方公共団体、公的団体又は民間団体から、同じ補助対象経費について、類似の補助等を受ける場合は、補助対象外となる。

※従って、補助対象経費が重複しなければ、他の地方公共団体等から類似の補助等を受けても構わない。

## 4 補助対象事業

補助対象事業は、次に定める要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 子どもに低額（300円程度）又は無料で栄養豊富な食事を提供すること。
- (2) 食事の提供以外にも、勉強、遊び等、子どもの健全育成に資する取組みを実施するよう努めること。
- (3) 1運営日当たり10食以上提供できるよう努めること。
- (4) 年間を通じて計画的に運営するとともに、月2回以上実施すること。
- (5) 親子料理教室の開催や子どもと一緒に調理を行う等、食育の観点に立ち、家庭の食生活を改善する取組みを行うこと。
- (6) 子どもが幅広く参加できるように広報活動等を行い、実施団体関係者等特定の者しか参加できない運営を行わないこと。
- (7) 飲食業の営業許可を受ける等、所要の衛生管理を行うとともに、「子ども食堂」の開設前に、必ず、管轄の保健所に相談し、その指導に従うこと。
- (8) 設備、周囲の環境、運営時間等に配慮する等、安全確保に努めるとともに、参加者及び事業従事者の傷害保険に加入すること。

- (9) 営利活動や宗教的活動を行わないこと。
- (10) 県から活動状況の報告や確認を求められた場合は、積極的に協力すること。

## 5 補助対象経費及び補助金の額

「子ども食堂」の開設に必要な経費で、1団体につき、次の(1)又は(2)のうち、少ない方の額とする(算出した額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする)。ただし、予算の範囲内とする。

- (1) 補助対象経費の実支出額から寄付金・その他の収入額を控除した額
- (2) 200,000円

補助対象経費の具体例

- ・ 調理器具(炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫、鍋等)
- ・ 家具(テーブル、イス等)
- ・ 食器(皿、コップ、箸、スプーン等)
- ・ 飲食店営業の許可手数料及び食品衛生責任者講習会の受講費用
- ・ その他、「子ども食堂」の立上げ経費として、県が必要と認めたもの

## 6 応募申請

別途公表する応募期間内に、所定の応募申請書類を、県に提出しなければならない。

## 7 選定

県は、団体から応募申請書類を受理した場合には、個別ヒアリングを実施して審査を行い、下記8の交付申請を認める団体を選定し、通知するものとする。

## 8 交付申請

上記7により交付申請を認められた団体は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に示す書類を添えて県に提出しなければならない。

- (1) 「子ども食堂」応援プロジェクト所要額調書(別紙1)
- (2) 「子ども食堂」応援プロジェクト補助対象経費予定額内訳書(別紙2)
- (3) 「子ども食堂」応援プロジェクト収支計画書(別紙3)
- (4) 補助対象物品の見積書等(購入価格のわかるもの)
- (5) 「子ども食堂」応援プロジェクト事業計画書(別紙4)
- (6) 他の地方公共団体等から類似の補助等を受ける場合、その申請書類
- (7) 広報媒体(チラシ、メルマガ、HP又はSNSの画面コピー等)
- (8) 営業許可証又は食品衛生責任者講習会修了証等の写し
- (9) 管轄の保健所への相談記録(日時、保健所名、担当者、相談内容及び結果を明記したもの)
- (10) 参加者及び事業従事者の傷害保険証書の写し

## 9 交付決定

- (1) 県は、団体から上記8の書類を受理した場合には、当該書類の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めた場合には、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- (2) 県は、必要に応じて条件を付して補助金の交付を決定することができる。

## 10 請求及び支払

- (1) 補助金の交付決定を受けた団体は、補助対象物品を購入後、当該年度内（次の3月末日までに、「子ども食堂」を開設すること（次の3月末日までに初回の開催を行うこと）。
- (2) 補助対象物品は、初回開催までに購入すること。
- (3) 「子ども食堂」を開設した後（初回開催後）、健康福祉部補助金交付要綱の別表（第2条関係）に定められた期日までに、補助事業実績報告書（様式第10号）に次の各号に示す書類を添えて補助金を請求するものとする。
  - ① 「子ども食堂」応援プロジェクト精算書（別紙5）
  - ② 「子ども食堂」応援プロジェクト補助対象経費支出済額内訳書（別紙6）
  - ③ 「子ども食堂」応援プロジェクト実績報告書（別紙7）
  - ④ 領収書（又はレシート）及び納品書の写し
  - ⑤ 初回開催時の写真（参加者及び食事のメニューが確認できるもの。）
  - ⑥ その他知事が必要と認めたもの
- (4) 県は、請求書が提出されたときには、その補助対象物品の購入及び活用状況について、必要に応じて、子ども食堂の実施予定場所において現物確認を行い、補助金を支払う。
- (5) 県は必要があると認めるときは、補助対象物品を購入前に概算払をすることができる。この場合においては、県は（4）の現物確認を購入後に行う。

## 11 交付額の確定

- (1) 県は、補助団体から実績報告があった場合において、当該報告に係る書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。
- (2) 県は、確定した補助金の金額が、交付決定額（変更交付決定された場合は、その額）と同額の場合は、通知を省略することができる。

### （附則）

この要項は、平成28年8月26日より施行する。

この要項は、平成29年4月1日より施行する。

この要項は、令和元年7月2日より施行する。